

# 自治会の法人化

## (認可地縁団体申請 手引き)

令和4年度改訂

大仙市企画部地域活動応援課

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>自治会の法人化とは</b>	<b>1</b>
1	「地縁団体とは」	
2	法人化の目的	
3	法人化によるメリット・デメリット	
4	認可を受けるための要件	
<b>第2章</b>	<b>自治会での進め方</b>	<b>3</b>
1	法人化委員会を組織	
2	法人化委員会が理解を深める	
3	法人化スケジュールの例	
<b>第3章</b>	<b>法人化のための規約づくり</b>	<b>4</b>
<b>第4章</b>	<b>法人化のための名簿づくり</b>	<b>5</b>
<b>第5章</b>	<b>法人化の申請手続き</b>	<b>6</b>
<b>第6章</b>	<b>法人化後の自治会運営</b>	<b>8</b>
1	総会の開催について	
2	書面又は電磁的方法による総会開催について	
3	証明書の発行	
4	代表者が変更になったら	
5	規約を変更するときは	
6	その他の届け出	
7	税金について	
8	登記について	
9	認可の取り消しと解散	
<b>第7章</b>	<b>よくある質問</b>	<b>17</b>

## 第1章 自治会の法人化とは

### 1 「地縁団体」とは

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体が「地縁団体」です。

婦人会やスポーツ・文化団体のように加入条件が必要であるか、あるいは活動の目的が限定的に特定されている団体は地縁団体ではありません。

### 2 法人化の目的

自治会を法人化する目的の一つに、自治会が保有する集会所や会館などを自治会名義で不動産登記ができるようにすることがあります。

平成3年まで、自治会は、一定の区域に住所を有する人々によって形成された任意の団体であったため、法的には「権利能力なき社団」となり、契約や不動産登記の主体となることはできませんでした。このため、自治会が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記名義の変更や遺産相続問題が発生するなどの不都合が生じていました。

このような不都合を解消するために、平成3年に地方自治法（第260条）が改正され、一定の要件に該当すれば、手続きを経て、法人格を取得（法人化）できることになりました。

なお、不動産等の所有の前提条件ではなくなり、地域的な共同活動を円滑に行うため市長の認可を受けることができるようになりました。

### 3 法人化によるメリット・デメリット

自治会の法人化によるメリットは、この制度の趣旨である自治会名義で不動産登記ができることです。これにより、一度自治会名義で登記すれば、以後代表者が変更になっても、不動産登記の内容を変更する法務局での手続きをする必要がありません。

デメリットとしては、これまでの自治会規約を、地方自治法第260条に即した規約に変更する必要があります。また、規約の変更、会の解散及びその際の財産の処分等の条件が厳しくなり、市長の認可が必要となります。さらに、代表者（会長）の変更の際には市長への届出が必要となり、事務的な手続きが認可前より多くなります。

#### 4 認可を受けるための要件

自治会が法人化するためには、市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は、次のとおりです。

① 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

法人化する団体は、文化・スポーツや福祉等の特定の活動を目的とするものではなく、広く地域的な共同活動を目的としなければなりません。

現にその活動を行っているとは、自治会として数年にわたり活動がされていることを意味します。

② 自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

区域が不明確であると構成員の範囲も不明確となり、住民間のトラブルの原因となる恐れがあります。区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。相当の期間とは、2年以上を目安にしています。

③ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

すべての個人とは、外国人も含み、年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべてということです。これに反する加入資格等を定めることは認められません。また、相当数とは区域の住民の過半数を意味します。

④ 所定の要件を満たした規約を定めていること。

法人化するためには、規約を定めて団体の名称や目的、組織の運営方法を明確にすることが必要です。

詳細は、第3章及び別紙「規約例」をご参照ください。

## 第2章 自治会での進め方

### 1 法人化委員会を組織（任意）

すでに自治会が管理する不動産があり、この登記のために法人化する場合、まずは総会で法人化をすすめることの承認を得る必要があります。

それから、市の担当者と相談のうえ書類を作成し、その後の総会で規約改正などの議決を経てから数ヶ月程度で認可を受けることができます。

集会所建設と合わせて法人化する場合は、数年かかることが予想されるため、最後まで責任をもって事務にあたることのできる法人化委員会あるいは建設委員会を自治会で組織することが望ましいと思われます。

### 2 法人化委員会が理解を深める

法人化作業を進める中で自治会員からの質問を受け、説明を求められる機会が予想されます。自治会内でスムーズに法人化を進めるには、まず役員の皆様が法人化についての理解を深めることが大切です。

### 3 法人化スケジュールの例

- ① 自治会の総会で法人化を進めることについての承認を得て、法人化委員会を組織、委員を選任します。
- ② 法人化委員の学習会
- ③ 自治会員を対象に説明会を開催、または周知します。
- ④ 規約改正案の作成
  - ※市担当職員と協議しながら作成します。
- ⑤ 総会で規約の改正と法人化申請の決議
- ⑥ 名簿作成
  - ※会員全員の氏名と住所を記載した名簿
- ⑦ 市への申請
- ⑧ 地縁団体として認可、告示
- ⑨ 不動産登記（法務局）等

◎ 臨時総会を開催すれば、期間を短縮することもできます。

### 第3章 法人化のための規約づくり

自治会を法人化するにあたって、最低次の8つの項目が含まれる規約を定める必要があります。規約を定めて団体の名称や目的等を明らかにして、組織の管理運営方法を明らかにすることが必要なためです。

#### ① 目的

特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がありますが、団体の権利能力の範囲を明確にするため、具体的に定めることが望まれます。

#### ② 名称

名称については特に制限はありません。ただし、他の法令に抵触する名称（〇〇会社、〇〇財団法人など）は避けなければなりません。

#### ③ 区域

活動の基盤となる区域を定めます。住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があるので、町又は字、地番、住居表示を基本とします。

#### ④ 主たる事務所の所在地

主たる事務所1ヶ所を定めます。代表者宅又は集会所に置くことが一般的です。住所で定めることも、「代表者宅に置く」「〇〇集会所に置く」と定めることも可能です。しかし、「代表者宅に置く」とした場合、交代のたびに事務所所在地の変更の届け出も必要となります。「〇〇集会所に置く」などとするのがよいでしょう。

#### ⑤ 構成員の資格に関する事項

「区域に住所を有する個人」のほかに、年齢や性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、表決権のない賛助会員として参加できるとすることは可能です。

#### ⑥ 代表者に関する事項

地縁団体は必ず一人の代表者を置かなければなりません。規約には、代表者の選任方法、任期、職務などを定めます。

#### ⑦ 会議に関する事項

通常総会・臨時総会の開催及び招集方法、決議事項などを定めます。また、議事録の作成についても定めておく必要があります。

#### ⑧ 資産に関する事項

資産の構成、管理・処分の方法を定めます。

以上8つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支え

ありません。

法人化後、規約を変更する場合には変更の申請及び市の審査・認可が必要になります。そのため、自治会費等、変更が予測されるような事項については、別途「細則」や総会で定めることをお勧めします。

## 第4章 法人化のための名簿づくり

法人化認可の申請時には、すべての自治会構成員の名簿を提出していただきます。会員であれば、子どもも記載する必要があります。

名簿は、氏名・住所が記載されていれば、様式については特に定められていません。

この構成員名簿によって、法人認可の要件の一つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか」を判断することとなります。

※相当数とは、区域に住んでいる全人口（子ども・未加入世帯を含む）に占める構成員名簿の人口が過半数であることです。

## 第5章 法人化の申請手続き

総会で規約改正と法人化申請の決議のあと、地縁団体の代表者（会長）が市役所企画部地域活動応援課または各支所市民サービス課へ以下の書類を添えて認可申請を行います。

### ◎地縁団体認可申請書類

- ①認可申請書
- ②規約
- ③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（議事録）
  - ※ 役員会等での議決では認められません。
- ④構成員名簿
- ⑤区域を表した地図（住宅地図の写しに区域を朱書したもの等）
- ⑥良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（総会議案・資料等）
  - ※ 前年度事業報告書及び決算書
  - ※ 現年度事業計画書及び予算書
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類
  - ア)地縁による団体の代表者承諾書
  - イ)代理人の有無
  - ウ)代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

申請を受け付けてから認可されるまでの期間は、概ね1ヶ月です。認可の通知は会長宛に文書でお知らせします。

## ◎地縁団体の認可の告示

市長は、地縁団体からの申請に基づいて認可したときはその旨を告示し、地縁団体台帳に記入します。

市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

また、告示される内容は下のとおりです。

告示とは、法律に基づいて市が住民に周知することで、市の掲示板で公表することです。

認可地縁団体証明書と印鑑登録証明書は、告示後に申請により発行されます。詳しくは、10ページ「証明書の発行」をご覧ください。

### 【告示内容】

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

告示された内容に変更があった場合は速やかに大仙市企画部地域活動応援課または各支所市民サービス課に届け出てください（12ページ参照）。

## 第6章 法人化後の自治会運営

### 1 総会の開催について

法人化後、自治会運営で大きく変わるのは総会を開催する際の定足数と表決権です。

総会議事の通常事項に関しては、定足数も表決権も世帯を単位（1票）とする旨の規定（別紙「規約例」第13条第2項）をおけば、従来どおり、世帯単位で行うことができます。

しかし、重要事項（財産・規約の変更・会の解散等）については、定足数・表決権ともに個人を単位（1票）とします。

	重要事項	通常事項
事項	①規約の変更 ②会の解散 ③残余財産の処分 ④財産の処分 ⑤役員改選 等	・事業計画、予算 ・事業報告、決算 ・会費の額の決定や変更 ・会館の管理運営 等
会員	すべての個人	すべての個人
表決権	1人1票	1世帯1票
定足数	①②③全会員の4分の3以上 ④⑤全会員の2分の1以上	全世帯の2分の1以上
議決	①②③全会員の4分の3以上 ④出席者の4分の3以上 ⑤出席者の過半数の賛成	出席者(世帯)の過半数の賛成
委任	委任状が必要	出席者が世帯を代表する *同じ世帯の構成員に限り、口頭の委任でも可とします。

例：総会にて以下の議事を行う場合

- ①R01 事業報告並びに決算（通常事項）
- ②R02 事業計画並びに予算案（通常事項）
- ③役員改選（重要事項）

全世帯の2分の1（委任も含めて全会員の2分の1を満たす）が出席し、その過半数の賛成があれば、総会は成立し、議事も議決できる。

## 2 書面又は電磁的方法による総会開催について

今般、地方自治法の一部が改正され、次により認可地縁団体において総会を開催せずに、書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。

### 【法改正の概要】

- ①総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができます。(法第260条の19の2第1項(新設))
- ②総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなします。(法第260条の19の2第2項(新設))

(令和4年8月20日施行)

上記①の場合は、本来であれば総会において決議すべき事項について総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うこととなります。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

一方、上記②の場合は、本来であれば総会における決議事項について構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

以上のとおり、①の場合は計2回構成員の意思を確認する必要があるのに対して、②の場合は1回の意思の確認で足りるという違いがありますが、その代わりとして、①の場合は、通常決議要件が適用されるため必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができるのに対して、②の場合は全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。

すなわち、②の場合は構成員の意思確認が1回で済むという点において、①よりも機動的ですが、その代わり決議要件という点においては②の方が厳しい規定となっています。

### 3 証明書の発行

#### ①認可地縁団体証明書の発行

土地・建物を自治会名義で登記する場合等、法人化後は様々な場面で認可地縁団体の証明書が必要になります。証明書は、市役所企画部地域活動応援課または各支所市民サービス課の窓口で発行しています。

申請様式は、認可地縁団体告示事項証明書交付請求書のとおりです。

手数料は無料で、申請はどなたでも結構です。

#### ②印鑑登録と証明書の発行

認可地縁団体の印鑑登録手続き及び印鑑登録証明書の発行は市役所市民部市民課または各支所市民サービス課の窓口で行っています。こちらの申請については、ともに代表者の方が行います。ただし、自治会の規約等で代理人の指定をしている場合は、代表者からの委任状があれば代理人の方による申請が可能となります。

登録できる印鑑は1団体につき1つです。また、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの、  
又は1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影の不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (4) 個人印鑑と同一のもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

なお、認可地縁団体の印鑑登録証明書は登録の手続きをした窓口でのみ発行しますので、その後の利便性を熟考の上、手続きをお願いします。

## 印鑑登録と証明書の発行

	登 録	証明書の発行
申請者	代表者 (設立時と代表者変更時)	代表者 (登記申請など必要なとき)
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する認可地縁団体の印鑑※1</li> <li>・代表者の方の実印※2</li> <li>・代表者の方の本人確認書類 (免許証や保険証等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録している認可地縁団体の印鑑</li> <li>・代表者の方の本人確認書類 (免許証や保険証等)</li> </ul>
申請書	認可地縁団体印鑑登録申請書	認可地縁団体印鑑登録証明書 交付申請書
手数料	無料	1通200円

※1 団体の印鑑として登録する印

※2 代表者が申請するための印鑑として使用

代表者本人の印鑑登録には200円(再登録の場合は500円)の手数料が必要です。

～ 手続き前に、あらかじめ担当者にご相談ください ～

### ◎注意事項

役員の改選で代表者が変更になった場合、団体の印鑑登録は廃止になります。

次ページの「4 代表者が変更になったら」で印鑑登録についても記述しておりますのでご覧ください。

## 4 代表者が変更になったら

法人化後、自治会の代表者（会長）が変更になった場合には「告示事項の変更」の届出をする必要があります。この手続きがされ、告示されない限り代表者の変更が法律的に有効になりませんので、注意してください。

また、団体の印鑑登録は廃止になりますので、不動産の権利の移転を予定しているなど、近日中に印鑑登録証明書が必要になる場合は、新たに団体の印鑑登録の手続き（代表者が変更するたびに必要）を行ってください。当面の間、印鑑登録証明書が必要ない場合は、手続きは必要ありません。

### ◎届出書類

- ①告示事項変更届出書
- ②総会資料
- ③総会議事録抄本
- ④地縁による団体の代表者の承諾書
- ⑤代理人の有無
- ⑥代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

## 5 規約を変更するときは

規約を変更する場合には、事前に市と協議を行い、その後自治会の総会で「規約変更の決議」が必要となります。この場合の決議は個人単位で行うこととなります。その後、代表者（会長）は市へ以下の書類を提出して申請することになります。

市は申請書類を審査し認可した場合、告示はせず、代表者宛に認可通知書を送付します。この認可を受けなければ、変更した規約は効力を生じません。

### ◎申請書類

- ①規約変更認可申請書
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会資料、議事録抄本）
- ④新しい規約

## 6 その他の届け出

団体事務所の所在地や区域、目的等の告示事項が変更になった場合も、代表者変更と同様の手続きが必要になります。

会員名簿の変更は市に届出の必要はありません。

## 7 税金について

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	非課税	課税
	固定資産税	減免措置	課税
県 税	法人県民税	減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税※	課税	課税

※登記する際の登録免許税

[税に関する問い合わせ先]

◎秋田県仙北地域振興局総務企画部県税課 TEL 0187-63-5222

◎大仙市役所市民部税務課 TEL 0187-63-1111

◎大曲税務署 TEL 0187-62-2191

## 8 登記について

法人格の取得により、これまで自治会が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産を自治会名義に移転登記することができます。不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。

◎法務局 秋田地方法務局大曲支局 Tel 0187-63-2100

## 9 認可の取り消しと解散

### ① 認可の取り消し

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取り消しの対象となります。

- (1) 法律に定める以下の認可要件のいずれかを満たさなくなったとき
  - ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
  - ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
  - ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
  - ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合
- (2) 不正な手段により認可を受けたとき

### ② 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

- (1) 規約で定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産手続開始の決定
  - ※その債務をその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者もしくは債権者の申し立てにより、または職権で、破産手続きの開始の決定をします。
- (3) 認可の取り消し
- (4) 総会で解散の決議があった場合
  - ※規約に特別の定めがある場合を除いて、構成員総数の3/4以上の同意で解散となります。
- (5) 構成員が欠乏し相当数に満たなくなった場合

これ以降については、もっとも一般的な、(4) 総会で解散の決議があった場合について解説します。それ以外の場合については、個別にご相談ください。

#### A：総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。この総会では次の事項について話し合う必要があります。

①解散することについての意思決定

②清算人の確認（もしくは選任）

※基本的には代表者が清算人となります。ただし、規約に特別に定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

③残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

※基本的には、残余財産は規約で指定した者に帰属となります。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と市長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。これらの手続きで処分されない財産は、市に帰属することになります。

#### B：解散届出の手続き

総会での解散の議決後、解散届出の手続きとして、清算人が市へ「認可地縁団体解散届出書」を総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）と合わせて提出します。この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。

#### C：解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続き（法人解散の届出）を速やかに行う必要があります。手続きの詳細や必要なもの等については、P13の「税に関する問い合わせ先」までお問い合わせください。

#### D：解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任日後遅滞なく、少なくとも1回（令和4年8月20日施行）の解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、以下にお問い合わせください。

◎秋田県官報販売所（石川書店） Tel 018-862-2129

この官報による公告は、たとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性もあるため、必ず1回（令和4年8月20日施行）以上行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合には、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これらは地方自治法による法定手続きで、省略できません。これらを怠ると50万円以下の過料に処せられる場合があります。

#### E：団体の閉鎖（清算）の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも1回目の解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっています。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

- ①決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告し、承認を得ます。
- ②清算の終了の決議（これを清算結了といいます）を受けます。

※なお、清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっています。不明な点がある場合は、秋田地方裁判所大曲支部（TEL 0187-63-2033）にお問い合わせください。

#### F：清算結了届出の手続き

総会での清算結了の議決後、清算人が市へ「認可地縁団体決算結了届出書」を総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）と合わせて提出します。

これを受けて、市長が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

## 第7章 よくある質問

### ①不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか？

義務ではありません。自治会で必要性を十分に協議したうえで決定してください。

### ②法人格を取得すると市の管理下におかれるのでしょうか？

市は自治会が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、指揮監督下におくものではありません。

### ③子どもも必ず加入しなくてはいけないのでしょうか？

加入はあくまでも本人（法定代理人=親権者）の意思です。ただし、その地域に住所を有するすべての人（自治会未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、過半数が構成員となっていることが認可の要件となりますので、注意が必要です。

### ④子どもの意思はどのように確認するのでしょうか？

未成年者の表決権の行使については、民法の規定に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

### ⑤会員は個人とあるが会費はどうするのでしょうか？

従来どおり、世帯単位で徴収するのが一般的であると考えられます。

### ⑥なぜ構成員に法人を含むことはできないのでしょうか？

地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。

構成員となることはできませんが、自治会に対し様々な支援を行う関係から「表決権をもたない賛助会員」として位置付け、地域の活動に参加することは可能であると考えられます。

### ⑦自治会内で準備することは？

主な準備事項は次の4点です。

- ◎認可要件に適合した新規約の作成
- ◎構成員名簿の作成

- ◎規約変更、認可申請について総会での議決
- ◎認可申請書類の作成と提出

#### ⑧申請時に提出する会員名簿とは？

構成員の氏名・住所のみを記載したもので結構です。年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また自署である必要はありません。提出名簿に記載された構成員数をもとに認可要件である「区域内の過半数以上が構成員」であるかを審査します。

#### ⑨認可要件にある「相当数が構成員」とは？

その地域に住所を有するすべての人（自治会未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、過半数が構成員となっていることが要件です。

#### ⑩法人格を取得するまでの期間は、どのくらい必要でしょうか？

規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請するまでの準備期間として半年から1年が標準的な期間のようです。市では申請を受けてから約1ヶ月程度で認可します。

#### ⑪通常の運営も変わるのでしょうか？

団体の構成員は、個人としてとらえられることになるので、個人が各々一個の表決権を持つこととなります。しかし、従来の自治会においては、世帯単位で表決を行ってきたこともあり、予算・決算、事業計画等、通常の事項については、規定を設けたうえで、世帯単位で表決を行うことは可能です。

#### ⑫規約変更時の手続きは？

規約変更をする場合は、事前に変更内容について審査を受けたうえで、総会での議決を受けて変更することになります。会費等、変更の可能性がある項目については、別途細則や総会に定めることもできます。細則の規定、変更については市の審査は必要ありません。

#### ⑬会員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのでしょうか？

市へ名簿を提出するのは認可申請時のみです。その後、内容に変更があった場合は、自治会内で管理する名簿への訂正を加えていただければ結構です。

⑭構成員が転居等する際、不動産の持ち分は？

地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

⑮法人格を取得すると法人税等の扱いは？

従来と変わりなく、収益事業を行わなければ法人税は課税されません。また、固定資産税についても自治会所有の集会所は減免されます。

\*\*参考文献\*\*

地縁団体研究会「自治会、町内会等法人化の手引き」(ぎょうせい)

◎地縁団体に関するお問い合わせ先

大仙市役所企画部地域活動応援課	0 1 8 7 - 6 3 - 1 1 1 1
同 神岡支所市民サービス課	0 1 8 7 - 7 2 - 2 1 1 1
同西仙北支所市民サービス課	0 1 8 7 - 7 5 - 1 1 1 1
同 中仙支所市民サービス課	0 1 8 7 - 5 6 - 2 1 1 1
同 協和支所市民サービス課	0 1 8 - 8 9 2 - 2 1 1 1
同 南外支所市民サービス課	0 1 8 7 - 7 4 - 2 1 1 1
同 仙北支所市民サービス課	0 1 8 7 - 6 3 - 3 0 0 3
同 太田支所市民サービス課	0 1 8 7 - 8 8 - 1 1 1 1